

建設作業中の労働災害を防止しましょう！

八代労働基準監督署管内の令和8年の建設業における死亡災害は、5月末時点で2人（前年同期0人）となっています。また、一步間違えれば死亡災害につながりかねない重大な災害も発生しており、極めて憂慮すべき状況となっています。

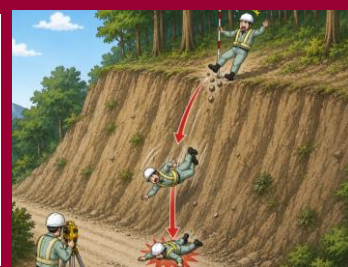
八代労働基準監督署では、建設業における労働災害防止対策の徹底を図るため、昨年度内で発生した死亡災害事例等も踏まえ、特に留意いただきたい事項を2枚目のとおり取りまとめました。各事業場におかれましては、安全衛生活動の点検をお願いします。

死亡災害の概要

①地山の法肩から転落する。

発生日：1月
業種：土木工事業
年齢：60代
事故の型：墜落・転落
起因物：地山、岩石

●災害発生状況
改良工事のために林道付近で測量を行っていたところ、高さ約10メートルの法肩から転落したものの。



②倒壊した鉄製スロープの下敷きとなる。

発生日：1月
業種：土木工事業
年齢：50代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：足場

●災害発生状況
川沿いの土のうの上に仮置きした鉄製スロープ上での玉外し後、同スロープから降りる際、同スロープが不安定となり、避難のために川へ飛び込んだところ、同スロープが倒れてきて下敷きになったものの。



重大な災害事例

①重機が転倒し、運転席から投げ出される。

発生日：3月
業種：土木工事業
年齢：70代
事故の型：墜落・転落
起因物：掘削用機械
休業見込期間：2ヶ月

●災害発生状況
駐車場の整地工事において、作業の妨げとなる木の根を重機で移動させようと、重機を旋回した際、重機がバランスを崩し前倒しとなり、運転席から投げ出され肋骨などを骨折した。



②開口部から墜落する。

発生日：3月
業種：機械器具設備工事業
年齢：20代
事故の型：墜落・転落
起因物：開口部
休業見込期間：2ヶ月

●災害発生状況
設備撤去工事において、作業中に落下した工具を取りに行こうと、2階の開口部から1階の脚立に片足を下ろし、もう片足を下ろそうとした時に足を滑らせ、転落したものの。

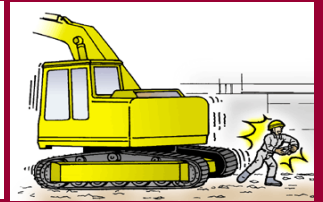


昨年県内で発生した死亡災害の概要

① 建設機械に轢かれる。

発生月：1月
業種：土木工事業
年齢：60代
事故の型：激突され
起因物：車両系建設機械

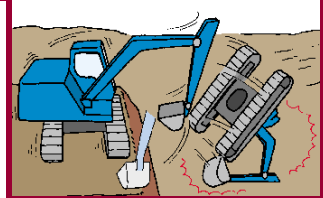
●災害発生状況
工場敷地内の整地工事において、手工具により地ならし作業を行っていた労働者が、後進してきたドラグ・ショベルに激突されたもの。



② 建設機械とともに転落する。

発生月：2月
業種：その他の建設業
年齢：60代
事故の型：墜落・転落
起因物：車両系建設機械

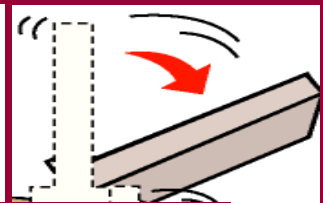
●災害発生状況
くり畑で横転したドラグ・ショベルのヘッドガードと運転席の間に被災者が横わっているところを発見され、死因は外傷性のものであった。



③ 型枠の取り外し作業中、コンクリート擁壁が倒壊し下敷きとなる。

発生月：4月
業種：土木工事業
年齢：20代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：建築物・構築物

●災害発生状況
2人でコンクリート擁壁を挟み込み、根本付近の型枠材をハンマーで叩いていたところ、被災者側にコンクリート擁壁が倒壊し下敷きとなる。



④ 深さ3mの掘削箇所にて作業中、土砂崩壊が発生し生き埋めとなる。

発生月：4月
業種：土木工事業
年齢：50代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：地山・岩石

●災害発生状況
造成工事において掘削作業中、深さ3~4メートルの掘削箇所に進入していたところ、片側切面の土砂が崩壊し2名が被災し、うち1名が生き埋めとなり死亡。



⑤ 天井裏を歩行中にケイカル板を踏み抜き、3.6メートル下の廊下に墜落した。

発生月：7月
業種：その他の建設業
年齢：60代
事故の型：墜落・転落
起因物：建築物等

●災害発生状況
工場の空調設備工事で天井裏にいた被災者が、外で休憩を取るため天井裏を歩行中、誤って人通口を通行したため、ケイカル板を踏み抜き、3.6m墜落した。



⑥ 飛来する枝を避けようとした際、仰向けに転倒し後頭部を強打した。

発生月：7月
業種：土木工事業
年齢：70代
事故の型：飛来・落下
起因物：立木等

●災害発生状況
道路維持のための枝払い作業中、切り落とされた枝が交通誘導をしていた被災者に飛来したため、避けようとした際に仰向けに転倒し、後頭部を強打したもの。



⑦ スレート屋根を踏み抜き、約3.5メートル下の地面に墜落した。

発生月：9月
業種：その他の建設業
年齢：70代
事故の型：墜落・転落
起因物：屋根等

●災害発生状況
高さ約3.5メートルのスレート葺きの屋根上でスレート板の撤去作業中にスレートを踏み抜いて墜落し、地面に胸部を強打したものの。



⑧ 重機運搬車を整備中にシャフトに腕を巻き込まれる。

発生月：12月
業種：土木工事業
年齢：70代
事故の型：はさまれ等
起因物：その他の動力運搬機

●災害発生状況
重機運搬車の整備作業中に、車底部のシャフトに右腕を巻き込まれたもの。



建設作業中の労働災害を防止しましょう！

(点検実施日 年 月 日)

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)



1

高さ2メートル以上の場所で作業を行う際は、幅40センチメートル以上の作業床、高さ85センチメートル以上の手すり及び中さん等の設置、開口部への囲いの設置、墜落制止用器具並びに保護帽（国家検定品：墜落時保護用）の使用等、墜落防止措置を講じていますか？



2

スレート等の屋根上で作業を行う際、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれがある場合は、幅30センチメートル以上の歩み板の設置、防網を張る等の措置を講じていますか？



3

はしごや脚立等を使用する際は、はしごの上部及び下部の固定状況の確認、転位防止措置、適切な開き角度（75度以下）の確保等を行っていますか？



4

建設機械やクレーン等を使用する際は、周囲の作業員との接触を防止するため、柵等による作業半径内への立入禁止措置や誘導員の配置等を行っていますか？



5

建設機械で作業を行う際には、掘削箇所周辺の地質状況や埋設物等の有無について事前に調査を行い、その結果に基づいた安全な作業計画を作成し、作業員全員に周知していますか？



6

建設機械の運行経路については、路肩の崩壊の防止や地盤の不同沈下防止等の措置を講じていますか？



7

建設機械の転倒又は転落のおそれのある場所で建設機械を使用する際には、転倒時保護構造を有し、かつシートベルトを備えた機械を使用していますか？また、運転者に対してシートベルトを使用するよう教育していますか？



8

明り掘削作業において、地山の崩壊又は土石の落下による危険を防止するため、土止め支保工の設置、防護網の設置、立入禁止措置等を講じていますか？



9

クレーン機能付きの建設機械で荷の吊り上げ作業を行う際には、小型移動式クレーン運転技能講習修了者等の有資格者に操作を行わせ、定格荷重を超えないようにクレーンモードで使用していますか？



10

若年労働者に対しては、雇入れ時等の安全衛生教育を実施していますか？また、外国人労働者に対しては、理解しやすい教材（外国語に翻訳した教材や、危険を視覚的・直感的に理解できるイラスト等）を活用して安全衛生教育を実施していますか？



11

「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づき、高年齢労働者の身体機能等の低下に伴う労働災害発生リスクについてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づくリスク低減対策を講じていますか？



12

熱中症の重篤化を防止するための対策（報告体制の整備、作業手順の作成、関係労働者への周知）を行っていますか？また、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づき、暑さ指数（WBGT）の把握等による熱中症リスクの評価を行い、そのリスクに応じた適切な対策を講じていますか？















13

ロープ高所作業を行う際には、作業計画に基づき、メインロープとライフラインの二重系統で設置し、監視者の配置のもと、墜落制止用器具を適切に使用していますか？また、作業開始前にロープやアンカー等の点検を実施していますか？



(参考) 厚生労働省作成のリーフレット等

1	手すり先行工法の足場を使用しましょう！	
2	木造家屋等低層住宅建築工事 墜落防止標準マニュアル	
3	はしごを使う前に/脚立を使う前に	
4	安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！ ～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～	
5	「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内	
6	外国人労働者向け安全衛生教育教材を労働災害防止にご活用ください。	
7	高度安全機械導入支援補助金	
8	土止め先行工法とは —土止め先行工法に関するガイドラインの要点—	
9	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」 (平成25年3月25日付け基発0325第1号、令和5年3月28日最終改正)	
10	未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル（警備業編）	
11	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を改正しました	
12	学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報	
13	「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則を改正します ※本文で出てくる「安全帯」は「墜落制止用器具」と読み替えてください。	